

公益社団法人 中部日本書道会支部設置規程

(趣 旨)

第1条 この法人の目的遂行と発展のため、必要と認められる地域に支部を設けることができる。

(事 業)

第2条 支部は次の事業を行う。

- (1) 書道に関する調査研究
 - (2) 展覧会、講演会、講習会、研究会及び揮毫会等の開催
 - (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (設置の要件)

第3条 支部はその地域を一括包含し、支部の運営及び事業の推進が可能でなければならない。

- 2 支部の設置は、理事会の議決を経なければならない。
- 3 支部は事務所を設置しなければならない。
- 4 支部に職員を置く。職員は非常勤とし、支部長、支部次長及び支部委員とする。

(支部長)

第4条 支部長は理事会の承認を経て、理事長が任命する。

- 2 支部長は、理事長の指示に従い、総会及び理事会で議決された事業及び予算を適正に執行しなければならない。
- 3 支部長は、理事長の指示に従い、次年度の事業計画案及び収支予算案を作成しなければならない。
- 4 支部長は、当該年度終了後すみやかに事業報告書及び収支決算書を諸帳簿を添えて理事長に提出しなければならない。
- 5 支部長に事故あるときは、理事長が指名した支部次長が代理する。

(支部次長)

第5条 支部次長は、支部長の推せんにより理事長が任命する。

- 2 支部次長は支部長を補佐する。

(支部長の解任)

第6条 支部長に、この法人としてふさわしくない行為のあった場合、理事会の議決により解任することができる。

(支部委員及び委員会)

第7条 支部委員は、支部長の推せんにより理事長が任命する。

- 2 支部委員は、委員会を構成する。
- 3 委員会は、支部長の指示により、支部の運営及び事業の実施にあたる。
- 4 支部委員は支部長の命により次のことを担当する。

庶務担当

経理担当

会員担当

事業担当

広報担当

(支部会員)

第8条 支部に属する会員に移動のあるときは、すみやかに会員部長に報告する。

2 支部の準会員及び協賛会員の入会、又は会員の退会は定款の定めるところにより支部で処理する。

(会費の徴収)

第9条 支部に属する会員の会費の徴収は支部で行い、一括して会員部長に納入する。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、法人の成立の日（昭和55年4月11日）から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。